

平成30年度 当初予算事業の概要説明書 (兼評価説明書)

1. 事務事業の概要

□ 完了 ■ 評価対象 ■ 行計対象

事務事業名 (中事業)	18195 特定不妊治療費助成事業				
基本政策	01 とともに支え合い、笑顔輝くあたたかなまち				
政策	04 健やかな成長を支える子育て環境				
施策	01 子育て支援制度・サービスの充実				
実施形態	補助・負担金				
事業期間	単年度	平成24年度～			
要求区分	継続	予算区分	政策		
事業の実施を市に義務づける国の法令					
有無	なし				
法令名					
予算科目	01-040103-080100				
部名	24 暮らし安心部	課名	03 健康課		
課長名	塩崎さゆり	T E L	22-3111	内線	353

2. 対象・目的・内容

事業概要	特定不妊治療にかかる治療費を兵庫県の補助に上乗せして助成する。
事業の対象 (誰・何を)	特定不妊治療を受ける夫婦
事業の目的 (どういう状態にするために)	不妊治療を希望する夫婦が、安心して治療が受けられるようにする。
事業の内容 (どういう内容を行うのか)	特定不妊治療を受け、県の補助を受けた者に対し、特定不妊治療及び男性不妊治療に対し各50,000円を助成する。 (県補助は150,000円(初回300,000円)、ただし、以前に凍結した胚を解凍して胚移植する場合と採卵したが卵が得られない場合は75,000円)

3. 年度別事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費の内訳						
		国庫支出金	県支出金	地方債	分担金負担金	使用料手数料	その他	一般財源
平成27年度決算額	2,497	0	0	0	0	0	0	2,497
平成28年度決算額	2,254	0	0	0	0	0	0	2,254
平成29年度決算額	2,559	0	0	0	0	0	0	2,559
平成30年度予算額	2,500	0	0	0	0	0	0	2,500

4. 総コストの概算

(単位：千円)

平成29年度のこの事業に従事している職員数		従事職員数	人件費(A)	平成29年度決算額(B)	総コスト (A) + (B)
一般職員	嘱託・臨時職員				
0.05	0.00	0.05	390	2,559	2,949
事業費の主な用途		負担金補助			

平成30年度 当初予算事業の概要説明書 (兼評価説明書)

5. 事業の実績・目標

活動 指標 ①	指 標 名	特定不妊治療費助成人数				単 位	人
	説 明 や 数 式						
	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	目 標 値	50	50	50	50		
	実 績 値	35	35				
	経 費 (千 円)	2,253	2,949				
単 位 当 た り の コ ス ト	64.37	84.26					
活動 指標 ②	指 標 名					単 位	
	説 明 や 数 式						
	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	目 標 値						
	実 績 値						
	経 費 (千 円)						
単 位 当 た り の コ ス ト							
成 果 指 標 ①	指 標 名					単 位	
	説 明 や 数 式						
	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	目 標 値						
	実 績 値						
	経 費 (千 円)						
単 位 当 た り の コ ス ト							
成 果 指 標 ②	指 標 名					単 位	
	説 明 や 数 式						
	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	目 標 値						
	実 績 値						
	経 費 (千 円)						
単 位 当 た り の コ ス ト							
実 績 ・ 成 果 等 の 説 明	不妊治療の経済的負担を軽減することにより、少子化対策にもつながる。 H29実績：35人（延55件）						

6. 評価

1 次 評 価	評 価 ポ イ ン ト	事業の優先度(緊急性)	4	事業の必要性	1	実施主体の妥当性	4
		直接のサービスの相手方	2	受益者負担の適切さ	4	市民ニーズの把握	4
	事 業 の 総 合 評 価	継続実施					
説 明	夫婦の経済的負担の軽減を図り、安心して治療が受けられるよう継続する。また、少子化対策の一助となる。						
2 次 評 価	評 価 ポ イ ン ト	事業の優先度(緊急性)	4	事業の必要性	2	実施主体の妥当性	4
		直接のサービスの相手方	1	受益者負担の適切さ	5	市民ニーズの把握	1
	事 業 の 総 合 評 価	継続実施					
説 明	この事業は不妊治療を必要とする夫婦だけが受益対象となるのではなく、日本の大きな社会問題である少子化対策も含めた事業であると考え、今後益々深刻化する少子高齢化対策に有用な一つの事業として、必要不可欠であることから、継続実施が望ましい。また、不妊治療は大変デリケートな問題であるため、例えば県補助の対象者＝市補助対象者となることから、県で申請窓口を一本化することで、プライバシーを確保するとともに申請手続きを一本化するなどの改善を検討してはどうか。						